



## 【ご案内】財形住宅貯蓄 非課税払出要件の変更について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の税制改正に伴って、令和8年4月1日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄契約における非課税払出要件が変更されました。

下記の記載が最新内容となりますのでご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ■ 取得する住宅の法令上の要件（2026年4月現在）

- ご契約者の登記上自己名義であること。
- ご契約者（一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配偶者または扶養親族）が居住する住宅であること。
- 床面積が**40㎡以上**であること。
- 居住用以外の部分がある住宅の場合は、居住用部分が全体の床面積の1/2以上であること。
- 中古住宅の場合は、昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること。  
ただし、昭和56年12月31日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」等の提出がある場合は、築後年数は問われません。

#### ■ 増改築等の法令上の要件（2026年4月現在）

- ご契約者が増改築等の工事着工時点で登記上自己名義であること。
- ご契約者（一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配偶者または扶養親族）が居住する住宅であること。
- 増築、改築または建築基準法に定める大規模修繕もしくは大規模の模様替等であること。
- 工事費用が75万円超であること。
- 増改築等の対象となる住宅の床面積が**40㎡以上**であること。
- 工事部分に居住用以外の部分がある住宅の場合は、居住用部分の工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること。

※詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_38473.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_38473.html)

以上